

第五節 雨池・井手・水論

〔1〕 さるご池に関する覚え書（断片）

熊野町「川角区共有文書」

覚

一 享保元年ひのへ申三月十六日、さるご池原山あい島
と申所、熊野村と界論仕候得共、右あい島当村分相
違無御座候、其時御代官瀬川茂左衛門様達御聞、御
見分ニ御座候、其節覚書

一 一老人、熊野村が入百姓太兵衛と申者ニ御座候
一 一老人、焼山村が入百姓六兵衛と申者ニ御座候
右之兩人、後日相違も御座候へ、右兩村役人立会埒
明可申由、証文受取置申候、尤從御公儀へ□ニ付御示
申候、猶又田地畠作共ニあれ申スニ付、御屋敷御願申
上如此候
尤

一 □行三人熊野村孫七（後欠）

第三章 近世の資料

覚

一 さるご池 老ヶ所
右御普請、元禄五年みずのへ申ノ年、御普請被仰付候、
尤御普請従大公儀被成被遣候、尤樋木熊野村大□山
ニ而、御免被仰付候（後欠）

〔2〕 海上池水割人別畝附帖

広島県立文書館所蔵

（表紙）
安永八年
海上池水割人別畝附帖
亥ノ二月十四日

畝 寄

長通り
一 老反
同所与右衛門分
一 八畝
新歩一惣右衛門分
一 老反三畝拾五歩
彦十郎
同人
同人

上本田惣右衛門分
一 壹反五畝

同人

三郎兵衛

かい上
一 壹反

同人

跡村長三郎分
一 貳畝

同人

十林寺吉兵衛分
一 五畝

同人

一 壹反五畝

源藏

六反壹畝拾五步

〔黒丸以下同〕

半四郎 ○

さふ地与右衛門分
一 七畝

甚三郎

新歩一七畝 惣右衛門
一 壹反四畝拾步

惣右衛門

三郎右衛門 ○

本田弥三郎分
一 三畝

同人

下石丸
一 壹反七畝

松右衛門 ○

九助へ入
三郎衛門 ○

本田
一 壹反貳畝

多郎左衛門

同所藤三郎分
一 七畝

同人

いかり垣内
一 五畝

同人

九助 ○

内式反拾五步 留右衛門 ○

石丸保右衛門分
一 壹反六畝

同人 ○

一 貳反壹畝拾五步

三反三畝

森屋垣内
一 四畝

半四郎 ○

同上惣右衛門分
一 壹反三畝

壹反貳畝十五步 三郎右衛門 ○

同所
一 壹反壹畝

吉郎兵衛

杉ノ元跡村善助分
一 壹反

同人

跡村ノ長三郎分
一 四敵拾五歩

同人 ○

メ 貳反壹敵 ○

せうずい
一 八敵

彦左衛門 ○

メ 壹反四敵拾五歩

森屋
一 壹反五敵

藤三郎

同所七郎右衛門分
一 八敵

七兵衛

あとノ□□
一 五敵

同人

いかた
一 七敵

同人

メ 貳反 ○

メ 壹反五敵 ○

もり
一 七敵

幸七 ○

いかた
一 七敵

七右衛門 ○

上ノ垣内
一 五敵

同人 ○

行垣内
一 五敵

同人 ○

一 三敵

太郎作 ○

老敵 惣 八 ○

此分源蔵入

メ 壹反五敵

森
一 貳反

八郎兵衛 ○

北垣内
一 五敵

源蔵 ○

一 三敵十八歩

平三郎分 ○

おか
一 五敵

同人 ○

メ 小ふけ五右衛門分
一 貳敵

八十平

一 貳敵

三郎衛門 ○

あやふ市八右衛門分
一 五敵

同人

半四郎へ入

同人

II 資料編

本田左次兵衛分
一九畝

同人

十林寺
一五畝

三四郎 ○

一マ

同中
一五畝

忠右衛門 ○

ノ 壹反六畝 ○

九助 ○

一壹畝

新平 ○

東
一壹反

甚三郎分 ○

一壹畝

平三郎
八兵衛江入

一七畝

長右衛門

ノ 壹反三畝

下東
一貳畝

同人

さと
一五畝

八兵衛 ○

本田跡村午八分
一四畝

長右衛門分

みそ上
一八畝

次郎右衛門 ○

一壹畝

同人

同所
一八畝

仁兵衛

ノ 七
六畝 ○

与助 ○

内 五畝 多七 ○ 成ル

ひかし
一八畝

万吉 ○

三畝 仁左衛門 ○

こぶけ
一三畝

同人 ○

同所 一四畝 仁左衛門

山根太兵衛分
一五畝

源藏へ入 ○

三畝十式歩 次郎右衛門 ○
九八歩 仁左衛門 ○

内四畝

一五〇め

一五〇め

平三郎

ノ 八畝

一五〇め

平三郎

三畝

新平 ○

居垣内

六反老畝廿七步

前之通

七畝九步

老畝十八步

八郎右衛門 ○

式畝十二步

平三郎 ○

かたき原
六畝九步

一三畝

多郎作 ○

山神尻
五畝九步

三町八反老畝

幸七

山のをく
老反八畝六步

三町八畝四畝

かうの本
九畝拾八步

一老畝

惣八

本田
老反五畝六步

[3]

開城雨池水掛畝高書

広島県立文書館所蔵

長通し

老反四畝拾貳步

(表紙)

文政六年

開城雨池水掛畝高書

未三月 再改之

同所川東
五畝六步

杉の木
三畝三步

石わた
式反式反三步

たや垣内
老反七畝

十林寺

四畝

開城秀太郎

II 資料編

畝ノ 卷丁八反九畝十八歩

式拾卷石三斗六升

小ふけ
五畝六歩

溝上
拾式歩

山ノ奥

卷反四反拾式歩

平三郎

卷石五升七合

みそノ上

七畝拾八歩

次郎右衛門

榎原

五畝廿卷歩

畝ノ 三反四畝六歩

本田
六畝

四石九升七合

山ノをく

五畝三歩

田中

四畝三歩

山ノ奥
廿四歩

久兵衛

畝ノ 式反式畝拾五歩

式石七斗四升式合

西ノふけ
式畝廿四歩

めうてい山弥

三畝拾五歩

長右衛門

山弥

四畝十五歩

同人

たやかいち

式畝拾五歩

ノ 九畝

卷石卷升三合

香本

大坪
四畝九歩

ノ 九畝

ミそ上めうてい
廿四歩

ノ 壱斗壱升四合

仁左衛門

溝上
六畝九歩

仁兵衛

山ノをく
貳畝廿七歩

ノ 九畝六歩

壱石五升八合

四反垣内
一八畝拾貳歩

与助

ノ 壱石七升四合

山ノをく
壱畝拾八歩

又兵衛

田中
貳畝廿一歩

ノ 四畝九歩

四斗四升三合

山ノ奥
三畝廿四歩

三四郎

行垣内
五畝廿壱歩

さい造
七畝九歩

十林寺
壱反六畝十八歩

田中
壱反五畝九歩

西のふけ
九歩

四反垣内
貳畝拾貳歩

畝ノ 五反壱畝十貳歩

五石九斗三合

十林寺

ノ
ノ
ノ
ノ
ノ
ノ

行垣内
貳畝三歩

九郎

明てい
四畝拾貳歩

II 資料編

東
沓反式敵六歩

山ノ奥
四敵十八歩

大井手
沓敵十八歩

本田
九敵廿七歩

✓ 三反四敵廿四歩

四石式斗五升

本田
九敵十八歩

いかた
沓反沓敵十五歩

明てい
七敵六歩

かとた
五敵

石わた
五敵廿七歩

東
廿七歩

小ふけ
三歩

八十平

おさき
五敵廿一歩

✓ 四反五敵廿七分五敵廿七歩

七石五升式合

石丸
沓敵廿七歩

✓ 式斗七升七合

久助

六石五升八合

北垣内
六敵六歩

八兵衛

小ふけ
式敵十八歩

さと
五敵十八歩

✓ 沓反四敵十式歩

式石九升五合

かしや
式反四敵十式歩

八郎兵衛

小ふけ
六敵十五歩

山ノ奥
壹反廿四歩

メ 四反壹畝廿壹歩

五石三斗壹升七合

東
壹反六畝廿壹歩

山弥行垣内
五畝三歩

田中
四畝廿四歩

たやかいち
壹畝廿一歩

かうや
壹反拾貳歩

メ 三反八畝廿一歩

四石七斗五升

幸七

ふになし

西ノふけ
七畝十貳歩

メ 八斗五升七合

新次郎

森
壹畝十貳歩

太郎左衛門

本田
壹反四畝

いのかいち
四畝六歩

こふけ
廿七歩

メ 弍反七畝十五歩

弍石五斗六升六合

四斗六合

メ 弍石九斗七升弍合

むろ屋

六畝九歩

喜七

北垣内

壹反貳畝三歩

メ 八斗弍升九合

森かしや同とも
五畝

彦左衛門

II 資料編

五十目

式敵六歩

はまた

六敵十八歩

西ノふけ

宍反六敵三歩

メ 四反八敵九歩

五石四斗八升八合

田中

六敵六歩

行垣内

宍敵十五歩

四反垣内

宍敵廿四歩

いかた

六敵十八歩

もり石九分

七敵七歩

本田

宍敵廿七歩

メ 式反五敵廿七歩

三石五斗五升

北垣内

式反一敵十式歩

十林寺

三敵十八歩

田中

式敵廿一步

香の本

七敵廿四歩

山弥

四敵廿一步

行垣内

三敵三歩

本田

四敵

メ 四反七敵九歩

六石宍斗九合

ふになし

七兵衛

源藏

ふになし

さいさく

五敵十式歩

五斗七升八合

長右衛門

むろや

宍反式敵廿一步

太郎左衛門

北垣内
貳畝十八歩

五十目
壹反十貳歩

同所
壹畝九歩

↘ 貳反七畝廿七歩

三石貳斗四升貳合

四歩一
八畝

むろや
廿四歩

北垣内
三畝三歩

↘ 壹反一畝廿七分

壹石八斗貳升五合

石丸
壹反一畝十五歩

高壹石七斗九升五合

十林寺
廿七歩

半四郎

岩三郎

四分の一
貳畝拾八歩

石丸
六畝十八歩

本田
貳畝三歩

石丸
八畝三歩

大井手
四畝九歩

↘ 貳反三畝廿壹歩

三石貳斗四升三合

西ノふけ
七畝廿四歩

本田
貳畝十五歩

↘ 壹反九歩

壹石貳斗六升四合

山神丸
三歩

五合

三郎兵衛

兵右衛門

長三郎

II 資料編

田中
三畝

松右衛門

石丸
老反老畝十式步

老反四畝十式步

式石四斗五合

行垣内
式畝十八步

惣八

式斗八合

四反垣内
老反五畝三步

三右衛門

老石六斗一升老合

海田
五畝廿七步

七右衛門

行かいち
三畝廿老步

九畝十八步

老石老斗七升四合

四反垣内
四畝六步

平兵衛

五斗老升七合

本田
三畝六步

沢助

五斗九合

高惣 九拾九石四斗老升三合
畝 八町老反五畝拾五步

[4] 雨池用地代を下げ渡す書付

織田家「御触書写帳」

申渡ス 安芸郡川角村

其村田池用水差間ニ付、此度雨池相調度段、願出候趣承届候、尤右雨池所、熊野村田地并其村田地等買受候處、代料村業ニ難叶程之御出銀之義、歎出候趣承届候、当御時相、殊ニ村柄不相応大造之義、彼是不容易事ニ候得共、小内聞糾し候處、無余義筋ニも相見へ候

ニ付、格別ヲ以、右歎出之内左之通り此□仕向遣し候

条、此旨相心得、右雨池丈夫ニ相調可申もの也

銀老メ式拾五匁 熊野村并其村田地買受候代銀

内

六百八拾匁

御役所出銀

三百四拾匁

村割

文政九年

未九月 村方御役所[㊦]

庄屋

四郎右衛門

〔5〕 さるご池郡夫免許の請書

織田家「諸書附控帳」

覚

一夫三百六拾三人

右者さるご池郡夫、御免許被為仰付難有仕合奉存候、

以上

天保六
未十二月

庄屋 四郎右衛門

組頭 次 助

割庄屋野村孫兵衛殿

同同格 直兵衛 殿

〔6〕 新雀井手水論内濟書付

「川角区共有文書」

^{〔編纂〕} 万延元 熊野村と真雀井手水論

申閏三月 和儀内濟極メ書取交

川角村預り分

取交証文之事

一新雀井手充水、古地方ニおひてハ兩村とも在来仕馴
通相心得、相互ニ總和ニ引水致し因ミ合、厚充水取
計候事

一当村井手口之義ニ付、一刻落ニ水引充候而者、川角
村境の末迄容易に届き兼候ニ付、井手子古地方申値
之上見計ひ、夫々分水取計、勝手ニ引充候義者曾而
不相成事

一極早魃之節、別而相互ニ心ヲ附、自己之取計不在、

先規之統合堅相守、井手子中立会、早田見合せ之上
分水取計候事

一井手堰溝筋堀浚等之義者、在来通り川角村を取計可
申、左右両村田崖者勿論、都而何ニ不寄害障不相成
様心を附、取計可申事

一当村源兵衛川瀬替ニ付、川越し地新雀井手下タニ相
成居候式ケ所者、新雀井手水を以作配不相成事御約
リニ至、然ル上者古地方を自分田地へ多分ニ水溜
置、源兵衛新地へ分水致様之義決而不相成、溜水ニ
相成候得者便利之井手子百姓内も、水口奥堰留メ見
廻り候事

右者新雀井手充水之義ニ付、去ル丑年古今稀成旱魃ニ
付、源兵衛越地を事発リ、古地方とも差纏ニ相成、度
々御吟味被為成遣候得共、濟寄不申御浮置中、川角村
へ当海野豊後守様惣庄屋賀茂郡溝口村庄屋余助様御立
入、組合割庄屋沢原八左衛門様并ニ苗代村庄屋平三郎
様、船越村社倉役彦五郎様苗代村江御出張、双方御呼
出し御約之上、溝口村庄屋余助御立会御取暖を以、前

書一ツ書之通御定被成下、両村とも居合ニ至、御互ニ
安心致候、然上者無論わ寄ニ戻リ合、相互ニ深切を
以因ミ合、御定之通堅相守可申、仍為後年取交一札
如件

万延元年

申閏三月

熊野村百姓
井手懸り

五 平圃

徳右衛門

源兵衛

万次郎

松兵衛

宇右衛門

与三兵衛

源右衛門

清 八

庄三郎

同村長百姓

〃 〃
伝左衛門

順三郎

川角村

井手子惣代

与平殿

同清太郎殿

同卯平殿

同伝吉殿